

団体・組織の概要

※太枠内、必須事項。その他は、該当する項目を記載してください。

団体/会社名	特定非営利活動法人 サイカチネイチャークラブ		
代表者	小野 正之	担当者	小野 正之
所在地	〒984-0812 宮城県仙台市若林区五十人町 8 5 番地 TEL:022-352-6810 FAX:022-352-6810 E-mail: snc-salvia-j@basil.ocn.ne.jp		
設立の経緯 ／沿革	平成 6 年 8 月自然保護任意団体として発足、設立、平成 15 年 5 月法人化、仙台市青葉区西部、宮城県仙台市蕃山斎勝沼緑地環境保全地域、サイカチ沼緑地公園内遊歩道を中心に月例自然観察会を主宰開催、平成 22 年 1 月現在で 186 回実施、環境省、宮城県、仙台市などの行政機関及び環境 NGO の主催事業、委員会に参加、こどもエコクラブ事務局、国連大学「仙台広域圏 ESD・RCE 運営委員会メンバー」として参加、協力、仙台市認定（市長）「緑の団体」等、活動実績は多数です。		
団体の目的 ／事業概要	仙台市青葉区西部、宮城県の緑地環境保全地域内、サイカチ沼緑地公園遊歩道を定点自然観察地拠点とし、東北各地（国立公園、国定公園、県立公園、県自然環境保全地域・緑地環境保全地域など）の自然観察を通して自然保護並びに「地球環境」を考える環境教育を実践すること、その啓発活動に寄与すること、更に、仙台広域圏 ESD・RCE 委員会に参画し、未来ある子供たちの地球環境を保護し、環境教育の支援を実践するもの。		
活動・事業実績 (企業の場合は 環境に関する 実績を記入)	・月例自然観察会 186 回実施、 ・平成 15 年(財)アース基金協会表彰、 ・平成 15 年 8 月「センス・オブ・ワンダー」R・カーソン映画上映会主宰 ・平成 16 年「イヌイットアート展・仙台委員会、表彰、 ・平成 15 年 4 月より平成 21 年 3 月まで地球環境基金助成を受け、「こどもエコクラブ」支援活動を実施した。「こどもエコクラブ」支援は現在も継続中である。 ・平成 15 年～16 年、文部科学省「NPO 等と学校教育との連携の在り方についての実践研究事業」モデル事業、宮城県宮城広瀬高等学校へのコーディネーター及び同事業、宮城県教育委員会事務局委員会委員 ・平成 20 年 1 月「地球環境市民大学校」「環境 NGO と市民の集い」企画協力 ・仙台市立小学校複数校、ゲストティーチャー、会員複数名協力、現在に至る。 ・例年、宮城県、仙台市幼稚園保育士研修会講師、協力参加、現在に至る。 ・仙台市西部、コミュニティモデル・ワークショップ事業委員会参画、協力、現在実現に向け進行中。 ・生物多様性センター「いきものみつけ」事業、宮城県幹事、報告数団体 2 位 ・国連大学「仙台広域圏 ESD・RCE 運営委員会」認定、ESD 活動団体として参画。		
ホームページ	http://www.geocities.co.jp/Outdoors/6545		
設立年月	平成 6 年 8 月	* 認証年月日（法人団体のみ）	平成 15 年 5 月 2 日
資本金/基本財産 (企業・財団)	— 円	活動事業費/ 売上高 (H20)	3,500 千円
組 織	スタッフ／職員数 11 名 (内 専従 1 名) 個人会員 68 名 法人会員 0 名 その他会員（賛助会員等） 1 名		

政策のテーマ

国定公園を廃止、「地域サンクチュアリ及びビジターセンターの創設」による生物多様性の保全

■政策の分野

- ・自然環境の保全
- ・環境教育・ESDの推進

■政策の手段

- ・生物多様性の保全、生物多様性国家戦略
- ・自然とのふれあいの推進・環境教育
- ・学習の場、機会の提供
- ・コミュニティ・ビジネス、エコ・ビジネスの促進

団体名：NPO 法人サイカチネイチャークラブ

担当者名：代表理事 小野正之

■キーワード	生物多様性の保全	地域サンクチュアリの創設	自然再生・保護	環境学習推進ネットワーク	エコ・ビジネスの促進
--------	----------	--------------	---------	--------------	------------

① 政策の目的

現在、日本の自然を保全する国家的な地域として国立公園、国定公園などあるが、これらを整理し、一部国定公園は昇格して国立公園に、また県管理所轄地域を見直して、特定保護地域サンクチュアリ指定し、その管理を民間NPO、NGOに委託する。同時に「ビジターセンター」を設置、統一された管理、保護する制度を創設する。これにより、現在管理が不徹底な国定公園、特化すべき地域、県自然環境・緑地環境保全地域の生物多様性の保全を促す。暫時国定公園を廃止する。

② 背景および現状の問題点

日本には豊かな自然が多く認められるが、国立公園として厚い保護を受動している指定地は、ビジターセンターにより保護、管理が徹底しており、これらの地を訪れる市民、愛好者も十分な説明と守るべき利用法の指導がなされている。一方で、国定公園、県立公園などは、保護、維持管理方法、指導法などが不徹底であり、管理委託の自治体が観光を主とする行政窓口であったり、放置されていたり、保護、管理に程遠い状況下にある。具体的には、高山植物をなぎ倒すなどの事例も発生しており（蔵王国定公園）、国定公園、県立公園、自然環境・緑地環境保全地域の保護、管理の不徹底が各地で問題となっている。生物多様性の保全とは程遠い現状の問題がある。

③ 政策の概要

各県に委ねられている国定公園、県立公園に各県の指定している自然環境・緑地環境保全各地域も含めて、生物多様性に富んだ国定公園は国立公園に昇格、他は「地域サンクチュアリ」指定を検討し、各地域にビジターセンターを設置する。目的は、指定地域の「生物多様性の保全」と地域を利用する市民のための情報提供とマナー、遵守事項の徹底、保護管理を実施する。運営、運用規定は国立公園・ビジターセンターに準ずる。また、これら地域には地域NPO・NGOと提携して、数名の「エリア・レンジャー」（仮称）を配置し、所定の役割を分担して行うこととする。実施にあたっては、同時に全国展開は不可能であり、モデル地域で2、3年の施行後、暫時国定公園の廃止を目指す。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

- 1) 国定公園から国立公園認定地域の選択（原則昇格が望ましい）
- 2) 国立公園選択外の国定公園に各県立公園、自然環境・緑地環境保全地域を含め、「地域サンクチュアリ」指定地域を選定、指定する。最終的に国定公園を廃止する。
- 3) 2) 地域内の県あるいは地方自治体の設置している施設内に「サンクチュアリ・ビジターセンター」を統合し、地域NPO・NGOと連携しながら「サンクチュアリ・エリアレンジャー」を選任、配置する。
- 4) 経費は、国、地方自治体で所定負担とし、担当所管は各地、生物多様性センター、環境省地方事務所とする。
- 5) 地方毎に所管内検討会を開催し、問題提起、解決のための提言を行う。
- 6) 始動のため、センター、配置人員、車両、管理用具など適切に準備する。その後、必要用具類、機能については適宜審査会を通じ、対応するものとする。
- 7) エリア内の巡回を原則日常的に実施する。
- 8) エリア内の生物多様性データの把握、調査を綿密に励行し、これを記録、保管する。
- 9) 必要に応じ、環境省地方事務所所管担当と活動、実態について報告、検討会を設ける。
- 10) 軽犯罪法違反の切符発行権限を一部警察活動の摘発行為権限を委託することとし、悪質な違反行為を阻止するねらいを「サンクチュアリ・エリアレンジャー」に委ねる。

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

- 1) 環境省生物多様性国家戦略による国定公園の見直し、指定
- 2) 環境省生物多様性センターと各地域の連携した「生物多様性の保全」教育実施。
- 3) 環境省、各都道府県担当による「地域サンクチュアリ」指定地域の選択（複数県域）
- 4) 「地域サンクチュアリ・ビジターセンター」の設置、他施設との併合
- 5) サンクチュアリ・ビジターセンター最寄のNPO・NGOの協力募集
- 6) サンクチュアリ・ビジターセンターのNPO・NGOへの委託
- 7) 軽犯罪法違反摘発権を一部委嘱（実行は難しいが、悪質違反の警告がねらい）

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

「地域サンクチュアリ及びビジターセンター」の設置は、自然豊かな地域の情報発信と利用方法について明確な支持と管理指導が実施されることにより、地域の生物多様性の保全と同時に、自然保護について関心を高める効果が期待できる。また、近隣の温泉等観光業団体と連携して、自然を生かしたグリーン・ツーリズムの活発化が可能となる。一方、NPO・NGOの専門的な知識を有効に利用することは、学校などと連携によって環境教育の実践が可能となり、同時に学校の負担を軽減できることとなる。定年退職者などの「生きがいみつけ」、生涯学習の機会提供や活動の場を提供できることになり、各活動を通して、生物多様性の保全を徹底周知出来る効果が期待される。

⑦ その他・特記事項

- 1) 生物多様性の保全に関する施策は、国として方針を徹底するべきであり、現在の国定公園などのように県に委託している状況は、逼迫した財政難の各県、自治体の生物多様性の保全を維持できる体制ではない。
- 2) 各県の担当は、生物多様性の保全に配慮した十分な支持、指導が末端の町村担当まで行き届かず、現場は惨憺たる状況に陥って、問題が大きくなって実態を知ることとなっており、これを改善しなければ生物多様性の保全は望めない。
- 3) 法制度改定は時間を要するが、運用方法を抜本的に変えることによって「生物多様性の保全」が即効性のある管理方式として有効となると考えられる。
- 4) NPO、NGOに協力を要請することにより、人員コスト、管理徹底が現場に直接的に浸透することが可能となる。